

三崎地区中学校適正配置実施計画



平成24年1月25日

三浦市・三浦市教育委員会

《 目 次 》

はじめに	1
実施計画の要旨	2
I 適正化措置のスケジュール	3
II 適正化措置の手法	4
III 使用施設	7
IV 適正化措置実施に当たっての課題と対処方針	15
1 基本理念、校名、課題別検討の総括	16
2 校歌、校章、制服、ジャージ	16
3 教育課程及び統合前の両校による交流行事	17
4 P T Aの組織と運営方法及び通学方法	18
5 部活動の活性化	19
6 校則、生徒会活動	19
7 施設使用方法、教材・教具、備品・校具	20
8 跡地利用について	20
9 三崎中学校と上原中学校の統合以外の課題について	21
資料編	22

はじめに

三浦市教育委員会は、平成23年7月に学識経験者、保護者の代表、地域の代表、学校長、教員の代表で構成された三崎地区中学校適正配置協議会（以下「地区協議会」という。）より「三崎地区中学校の適正配置に関する意見書」（以下「意見書」という。）を受領しました。

三浦市及び三浦市教育委員会が平成22年7月に策定した「三浦市立小中学校適正配置推進計画」（以下「推進計画」という。）は、適正化措置実施の基準について、「単学年で単学級、3学年合計で5学級となった時」としています。またこの推進計画の生徒数・学級数推計によれば、三崎中学校において平成25年度にこの状況になることが推計されています。このことから、三崎地区中学校の適正配置に関し広く意見を徴すため、平成22年9月に地区協議会を設置し、「通学区域の変更」や「隣接校との統合」の手法や、適正配置にかかるスケジュール、課題等について8回にわたり協議会を開催、検討いただいて参りました。

この成果としてまとめていただいた意見書には、学校の一定規模と教科担任を確保すること、子ども同士が切磋琢磨できる環境を作ること、部活動を活性化することなど、子どもたちにとって最善の教育環境を将来にわたって作ることを総合的に勘案し、平成26年4月に三崎中学校と上原中学校を統合することが最善の選択だという意見が述べられています。

また、適正化措置などの結論だけではなく、それぞれの結論に至るまでに交わされた様々な意見も掲載されています。

この意見書を受領し、関係する学校長や教育委員会事務局職員で構成する三崎地区中学校再編検討委員会（以下「再編検討委員会」という。）を組織し、三崎地区中学校の適正化措置の具現化のための計画策定作業を進めて参りました。この作業過程において、計画案の段階でのパブリックコメント（意見公募）や保護者や関係中学校教職員への説明会、三崎地区小中学校の児童・生徒の代表（児童会・生徒会役員等）との意見交換などを実施し、計画案の趣旨をお示しするとともに、貴重なご意見を頂戴いたしました。

意見書のとおり、平成26年4月に統合という適正化措置を実施する場合には、少なくともその2年前から諸準備を進める必要があり、平成23年度中に実施計画を策定する必要がありました。

このことから、このたび、地区協議会の委員が最も重視した「子どもたちのために学校はどうあるべきか」という思いを含め、この意見書やパブリックコメント、保護者説明会でのご意見を重く受け止め、今後、子どもたちの教育環境をより良いものとしていくために「三崎地区中学校適正配置実施計画」^{※1}（以下「実施計画」という。）を策定するに至りました。

今後、実施計画に示した内容を進めていくに当たり、子どもたちを見守っていただいている保護者や地域の方々、学校関係者をはじめとする市民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成24年1月25日

三浦市・三浦市教育委員会

注1：三崎地区中学校適正配置実施計画

この計画は、推進計画や意見書に示された「（仮称）三浦市立小中学校適正配置実施計画」に当たるもので、その趣旨をより具体的に表現するため、「三崎地区中学校適正配置実施計画」と名称を定めました。

実施計画の要旨

市内小中学校の児童・生徒数は減少傾向にあり、特に三崎中学校においては、平成23年5月1日現在の生徒数が171人、学級数は3学年合計で6学級と、市内4中学校の中でも最も小規模化しています。さらに平成25年度には生徒数150人、学級数5学級という状況（資料編24ページ「資料2」参照）が想定され、9教科10科目の教科担任の確保や、部活動の活性化、子ども同士が切磋琢磨できる環境の提供などに支障を来すことが懸念されます。

平成22年9月より8回にわたり開催された地区協議会においても、子どもたちのより良い教育環境に必要な学校規模を確保するために様々な角度から検討が重ねられ、その内容が意見書としてまとめられたところです。

子どもたちの教育環境を最優先に考え、また、地区協議会より受領した意見書の内容を尊重し、三崎地区中学校の適正化措置についての方針を以下のとおりとします。

なお、それぞれの詳細については各章ごとに掲載することとします。

1 適正化措置のスケジュール

平成26年4月に新たな教育環境でスタートします。

2 適正化措置の手法

三崎中学校と上原中学校を統合します。

3 使用施設

統合後の新中学校は、必要な施設改修を可能な範囲で、できるだけ早期に行うことを前提として、現上原中学校の施設を使用することとします。

4 適正化措置実施に当たっての課題と対処方針

統合に当たり、検討、解決すべき様々な課題については、課題別に、三崎地区小中学校PTA^{※2}、両校教職員、教育委員会事務局が平成25年度末を目途に検討、決定し、必要な事務手続き等を行い、平成26年4月の新しい教育環境のスタートに向け対処します。

※2：PTA

Parent-Teacher Associationの頭文字を取ったもの。保護者のみで構成される会ではなく、保護者と教職員で組織される会（以下同じ）のこと。

I 適正化措置のスケジュール

適正化措置のスケジュールについては、推進計画において、平成22年5月1日現在の児童生徒数及び住民基本台帳の未就学児数を基に推計した生徒数・学級数推計を考慮し、平成26年度に三崎地区中学校の適正化措置を実施することを示しました。

これは、三崎中学校が適正化措置の基準である「単学年で単学級、3学年合計で5学級となった時」に該当することが予想される平成25年度に適正化措置を実施するのではなく、学校関係者や保護者、地域の方々に十分なお検討をいただくとともに、適正化措置に必要な作業、手続きを円滑に行う期間を確保するため、平成26年度を実施年とすることとしたものです。

地区協議会では、文部科学省が平成22年8月27日に公表した「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）」に示された35人学級導入のスケジュールも考慮し検討を行いました。35人学級が導入されたとしてもされなかったとしても、小規模化が顕著な三崎中学校において、平成25年度に教科担任の確保が困難^{※3}となる「単学年で単学級、3学年合計で5学級となった時」の状況になることが予想されること、準備期間を確保することが必要であることの妥当性が確認され、平成26年度に適正化措置を実施すべきであるとの意見がまとめられました。

これらのことを踏まえ、三崎地区の中学校については、平成26年4月に新たな教育環境でスタートすることとします。

なお、平成26年4月までのおおまかなスケジュールは次のとおりです。

平成24年1月	三崎地区中学校適正配置実施計画策定
2月	適正化措置実施に当たっての課題の検討開始
平成24～25年度	調整・準備期間
平成26年4月	適正化措置実施

注3：教科担任の確保が困難

学校の教員の数には次のような基準があり、小規模校には教科担任が揃わないなどの弊害が生じる可能性があります。

(教員数の基準)

「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」などで主に学級数によって定められています。

神奈川県は平成23年度における中学校の教員の配置基準は、次のとおりです。

全校6学級…12人(学校長1人、教頭1人、教諭(養護教諭を除く。)10人)

全校5学級…11人(学校長1人、教頭1人、教諭(養護教諭を除く。)9人)

全校4学級…10人(学校長1人、教頭1人、教諭(養護教諭を除く。)8人)

Ⅱ 適正化措置の手法

地区協議会においては、「通学区域の変更」と「隣接校との統合」という2つの手法が検討されました。

通学区域の変更については、地区協議会において、次の表1のとおり、三崎中学校より生徒数の多い上原中学校の一部の通学区域を三崎中学校の通学区域とすることにより、2校を存続させる案を検討しました。

この場合、両校生徒の平準化が図られること、栄町、岬陽町及び宮川町の生徒及びその保護者にとっては、むしろ通学距離が短くなるメリットがあること、平成26年度には三崎中学校が全校6学級、上原中学校が全校7学級で、校長と教頭、養護教諭を除く教員配置は、それぞれ10人と11人という状況となり、この時点では、教科担任を科目ごとに確保できることが確認されました。

しかし、平成34年度には両校とも全校6学級、生徒規模150人以下の小規模校となり、さらに小規模化が進行することが予想されることから、通学区域の変更により三崎中学校と上原中学校の2校を残す方法では、適正な学校規模を維持することについて抜本的な解決策にはなり得ないという意見が地区協議会でまとめられました。

表1 栄町、岬陽町、宮川町を三崎中学校区に変更した場合の生徒数、学級数の推計

学校別 生徒数 学級数	平成22(2010)年度				平成23(2011)年度				平成24(2012)年度				平成25(2013)年度					
	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計		
三崎中	生徒数	91	82	104	277	82	91	82	255	71	82	91	244	66	71	82	219	
	学級数	3	3	3	9	3	3	3	9	2	3	3	8	2	2	3	7	
上原中	生徒数	66	73	70	209	72	66	73	211	76	72	66	214	65	76	72	213	
	学級数	2	2	2	6	2	2	2	6	2	2	2	6	2	2	2	6	
学校別 生徒数 学級数	平成26(2014)年度				平成27(2015)年度				平成28(2016)年度				平成29(2017)年度					
	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計		
三崎中	生徒数	69	66	71	206	55	69	66	190	52	55	69	176	60	52	55	167	
	学級数	2	2	2	6	2	2	2	6	2	2	2	6	2	2	2	6	
上原中	生徒数	79	65	76	220	70	79	65	214	74	70	79	223	78	74	70	222	
	学級数	3	2	2	7	2	3	2	7	3	2	3	8	3	3	2	8	
学校別 生徒数 学級数	平成30(2018)年度				平成31(2019)年度				平成32(2020)年度				平成33(2021)年度					
	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計		
三崎中	生徒数	61	60	52	173	44	61	60	165	49	44	61	154	40	49	44	133	
	学級数	2	2	2	6	2	2	2	6	2	2	2	6	2	2	2	6	
上原中	生徒数	60	78	74	212	73	60	78	211	56	73	60	189	41	56	73	170	
	学級数	2	3	3	8	3	2	3	8	2	3	2	7	2	2	3	7	
学校別 生徒数 学級数	平成34(2022)年度				※平成22(2010)年5月1日現在の児童生徒数及び住民基本台帳の未就学児数を基に作成した。 ※推計においては特別支援学級数を除いた。 ※文部科学省の計画案により、平成26(2014)年度に1年生、平成27(2015)年度に2年生、平成28(2016)年度に3年生の35人学級が実施されると想定した。													
	1年	2年	3年	計														
三崎中	生徒数	44	40	49														133
	学級数	2	2	2														6
上原中	生徒数	51	41	56														148
	学級数	2	2	2	6													

一方、隣接校との統合については、5ページの表2のとおり、三崎中学校と上原中学校を統合した場合の生徒数、学級数、教員数の推計を基に地区協議会での検討が行われました。

統合後の中学校においては、平成34年度においても生徒数281人、各学年3学級、全校で9学級の学校規模が維持できることが明らかになりました。この場合、校長と教頭、養護教諭を除く教員数は14人となります。

学校の規模を維持し教科担任を確保すること、子ども同士が切磋琢磨できる環境を作ること、部活動を活性化することなど、子どもたちにとって最善の教育環境を将来にわたって作ることが最も大切に考え総合的に勘案し、地区協議会における適正化措置の手法に関する結論は「三崎中学校と上原中学校を統合することが最善の選択」に至りました。

表2 三崎中学校と上原中学校を統合した場合の生徒数、学級数、教員数の推計

		平成22(2010)年度				平成26(2014)年度				平成27(2015)年度				平成33(2021)年度				平成34(2022)年度			
		1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計
三崎中	生徒数	61	55	77	193	46	37	58	141	37	46	37	120	26	24	30	80	30	26	24	80
	学級数	2	2	2	6	—	1	2	5	—	—	1	5	—	—	—	—	—	—	—	—
	35人学級	—	—	—	—	2	—	—	—	2	2	—	—	1	1	1	3	1	1	1	3
	教員数	10				9				9				7				7			
上原中	生徒数	96	100	97	293	102	94	89	285	88	102	94	284	55	81	87	223	65	55	81	201
	学級数	3	3	3	9	—	3	3	9	—	—	3	9	—	—	—	—	—	—	—	—
	35人学級	—	—	—	—	3	—	—	—	3	3	—	—	2	3	3	8	2	2	3	7
	教員数	14				14				14				13				11			
統合校	生徒数	—	—	—	—	148	131	147	426	125	148	131	404	81	105	117	303	95	81	105	281
	学級数	—	—	—	—	—	4	4	13	—	—	4	13	—	—	—	—	—	—	—	—
	35人学級	—	—	—	—	5	—	—	—	4	5	—	—	3	3	4	10	3	3	3	9
	教員数	—				19				19				16				14			

※平成22(2010)年5月1日現在の児童生徒数及び住民基本台帳の未就学児数を基に作成
 ※推計においては特別支援学級数を除いた
 ※平成26(2014)年度に1年生、27(2015)年度に2年生、28(2016)年度に3年生の35人学級化が実施されると想定
 ※教員数は平成22年度の神奈川県配当基準による(校長・教頭・養護教諭を除く)

地区協議会では、中学校における大きな活動の1つとして位置づけられる両校の部活動の状況も紹介されました。

三崎中学校ではサッカー部の選手が足りず、他の部活から選手の応援を得て大会に参加したり、上原中学校でも野球部の選手が足りず、ソフトボール部の選手(女子)の応援を得て大会に参加したりという状況が実際にあったということが委員から報告されました。

部活動の活性化には、部員数の確保が必要なことはもちろんのこと、生徒の要望に応じた部活動を作るための指導者の確保も欠かすことのできない要件です。

学校規模により教員数が決まる現状においては、生徒数が増えることにより学級数が増え、学級数が増えることにより教員数が増え、教員数が増えることにより部活動の種類が増え、生徒の選択の幅が広がり、部活動が活性化することにつながると考えられます。

また、文部科学省が示している平成24年度に完全実施予定の中学校学習指導要領^{注4}によると、各教科の学年別授業時数について、例えば、中学校1年生の国語や数学、英語は

注4：学習指導要領

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が学校教育法等に基づき、各学校で教育課程(カリキュラム)を編成する際の基準を定めたものです。

学習指導要領では、小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めています。また、これとは別に、学校教育法施行規則で、例えば小・中学校の教科等の年間の標準授業時数等が定められています。各学校では、この学習指導要領や年間の標準授業時数等を踏まえ、地域や学校の実態に応じて、教育課程(カリキュラム)を編成しています。

1週当たり4.0時間なのに対し、音楽や美術は1.3時間となり、次の表3のとおり教員が受け持つ授業時数に偏りが出ます。

このような状況を平準化するために現行でも小規模校においては、授業以外の業務量の調整など様々な苦勞があります。

表3 全学年2学級（全校6学級）の場合の教員1人当たり授業時数試算

教科等	教員数 配置例 a	1学年 (2学級)		2学年 (2学級)		3学年 (2学級)		計 (6学級)		教員一人当たり 総授業時数/週		
		授業 時数 /週 b	総授業 時数 /週 (b×2) c	授業 時数 /週 d	総授業 時数 /週 (d×2) e	授業 時数 /週 f	総授業 時数 /週 (f×2) g	授業 時数 /週 h	総授業 時数 /週 i	1年 担任 (i+α+β)/c j	2・3年 担任 (i+α+β)/c k	非担任 (i+β)/c l
国語	1	4.00	8.00	4.00	8.00	3.00	6.00	11.00	22.00	25.40	26.00	23.08
社会	1	3.00	6.00	3.00	6.00	4.00	8.00	10.00	20.00	23.40	24.00	21.08
数学	2	4.00	8.00	3.00	6.00	4.00	8.00	11.00	22.00	14.40	15.00	12.08
理科	1	3.00	6.00	4.00	8.00	4.00	8.00	11.00	22.00	25.40	26.00	23.08
音楽	1	1.30	2.60	1.00	2.00	1.00	2.00	3.30	6.60	10.00	10.60	7.68
美術	1	1.30	2.60	1.00	2.00	1.00	2.00	3.30	6.60	10.00	10.60	7.68
保健体育	1	3.00	6.00	3.00	6.00	3.00	6.00	9.00	18.00	21.40	22.00	19.08
技術・家庭	1	2.00	4.00	2.00	4.00	1.00	2.00	5.00	10.00	13.40	14.00	11.08
英語	1	4.00	8.00	4.00	8.00	4.00	8.00	12.00	24.00	27.40	28.00	25.08
道徳(α)	-	1.00	2.00	1.00	2.00	1.00	2.00	3.00	6.00	-	-	-
特別活動(α)	-	1.00	2.00	1.00	2.00	1.00	2.00	3.00	6.00	-	-	-
総合学習(β)	-	1.40	2.80	2.00	4.00	2.00	4.00	5.40	10.80	-	-	-
計	10	29.00	58.00	29.00	58.00	29.00	58.00	87.00	174.00	20.80	21.40	17.40

これらの地区協議会での議論や、両校の現状を踏まえ、9教科10科目の教科担任を確保し、さらに教員同士が教科の指導について研鑽できること、部活動を活性化すること、子ども同士が切磋琢磨できる環境の提供には一定の学校規模が必要であるという認識の下、子どもたちにとって最善の教育環境を将来にわたって作ることを最善の選択と考え、三崎中学校と上原中学校を統合することとします。

なお、統合に当たっては、どちらかの学校がもう一方の学校を吸収するのではなく、2校を統合し新中学校を創設することとします。

Ⅲ 使用施設

三崎中学校と上原中学校を統合するに当たっての使用施設については、いずれの施設を使用する場合でも、統合後の学校の教室数が足りることを確認しています。

その上で、地区協議会では 8 ページの表 4 に示した、校地・校舎面積や建築年度、教室数など両校の施設等の比較資料や、9 ページの表 5 に示した通学距離や時間のシミュレーション資料、実際に委員が両校の施設を見学することにより得られた情報などを基に検討が行われました。

それぞれの施設にメリットやデメリットがありますが、建築後の経過年数に着目すると、各施設の経過年数に当該施設の面積を乗じ、その合計値を学校施設総面積で除した経過年数の加重平均は三崎中学校が 4.3 年、上原中学校は 2.6 年という結果が得られ、上原中学校の建築物の資産価値は、三崎中学校に比べ明らかに高いことが分かります。

また、昨年 3 月 11 日の東日本大震災により、私たちがこれまでに経験したことのない被害が発生し、再度、安全性を認識し、生徒が安心して学ぶことのできる環境を選択することが最優先であるとの意見も地区協議会で出されました。

通学距離や時間については、三崎中学校を使用するほうが上原中学校を使用するより優位であることが示されていますが、地区協議会では、この差は中学生にとってそれほど大きなものではない、との意見もありました。

これらの議論を踏まえ、統合後の新中学校においては、生徒の安全面を最優先し、現在の上原中学校の施設を使用することとします。

表4 両校の施設等の比較

校名		三 崎 中 学 校	上 原 中 学 校							
校 地 面 積	校 地 面 積	19,914㎡	24,185㎡							
	う ち 運 動 場	8,240㎡ ・テニスコート1面 ・200mトラック4～5コース ・100m直線3～4コース（グラウンドを斜めに）	10,105㎡ ・テニスコート2面 ・200mトラック6～7コース ・100m直線6～7コース							
延 床 面 積	延 床 面 積	4,832㎡	5,592㎡							
	建 築 年 度 (棟番号は平面図参照)	昭和34(1959)年度 (5-1棟) 昭和42(1967)年度 (5-2棟, 15-1棟) 昭和46(1971)年度 (15-2棟, 16棟, 17棟) 昭和55(1980)年度 (18棟)	昭和41(1966)年度 (2-1棟) 昭和47(1972)年度 (2-3棟) 昭和50(1975)年度 (8棟) 平成 5(1993)年度 (11-1棟, 15棟) 平成14(2002)年度 (14棟)							
耐 震 補 強	耐 震 補 強	平成13(2001)年度	平成19(2007)年度							
教 室 等	教 室 等	設置時区分				設置時区分				
		普通教室	特別教室	その他	計	普通教室	特別教室	その他	計	
	教 室 数 計	17	21	4	42	17	22	3	42	
	普 通 教 室	普 通 学 級	6			6	9			9
		特 別 支 援	2		1	3	2			2
		生 徒 会 室		1		1				
	計	8	1	1	10	11			11	
	特 用 別 教 室	理 科		2		2		2		2
		音 楽		2		2		2		2
		美 術		1		1		2		2
		技 術		1		1		1		1
		家 庭		1		1				
		図 書		1		1		1		1
		特 活	1			1		1		1
		相 談		2		2		3		3
P C			1		1		1		1	
調 理			1		1		1		1	
実 室	被 服		1		1		1		1	
	視 聴 覚		1		1	1	1		2	
	準 備		4		4		5		5	
	計	1	18		19	1	21		22	
	多 目 的	5			5					
そ の 他	会 議 室		1		1	4		1	5	
	P T A 活 動 室	1			1					
	教 材 室		1	2	3		1	1	2	
	倉 庫	1		1	2	1		1	2	
	市 役 所 使 用	1			1					
計	3	2	3	8	5	1	3	9		
多 目 的 ホール	なし				153㎡×2 (11-1棟の3,4階)					
パ ル コ ニー	なし				11-1棟の2～4階の各教室					
体 育 館	延 床 面 積	1,146㎡	824㎡							
	建 築 年 度	昭和48(1973)年度	昭和44(1969)年度							
	耐 震 補 強	平成18(2006)年度	平成19(2007)年度							
	ト イ レ	あり	なし							
	そ の 他	—	体育館脇にバスケットコート(1面)あり							
武 道 場	延 床 面 積	104㎡	81㎡							
	建 築 年 度	昭和47(1972)年度	昭和57(1982)年度							
部 室 等	部 室	7室	8室							
	外 ト イ レ	なし	あり							
	シ ャ ワー	なし	あり							
	ミーティングルーム	なし	2室							
統 合 後 校 舎 処 分 に か かる 庫 返 納 等	53,284,447円 (基金積立)	162,781,769円 (国庫返納)								
駐 車 場 (通 勤 利 用 分 含 む)	29台	68台								

表5 通学距離・時間の試算

町丁名	使用校名	使用バス停	H26 (2014) 推計 生徒数	三崎中学校			上原中学校			新設（宮川入口付近と仮定）		
				通学距離及び通学時間			通学距離及び通学時間			通学距離及び通学時間		
				距離 (km)	時間 (分)	備考	距離 (km)	時間 (分)	備考	距離 (km)	時間 (分)	備考
三崎1丁目	日ノ出		11	0.4km	6分	徒歩	4.0km	20分	バス	1.3km	20分	徒歩
三崎2丁目	日ノ出		2	0.8km	12分	徒歩	4.0km	20分	バス	1.3km	20分	徒歩
三崎3丁目	三崎港		3	0.9km	14分	徒歩	3.3km	18分	バス	1.3km	20分	徒歩
三崎4丁目	三崎港		6	0.5km	8分	徒歩	3.3km	18分	バス	1.3km	20分	徒歩
三崎5丁目	三崎港		4	0.9km	14分	徒歩	3.3km	18分	バス	1.6km	24分	徒歩
白石町	三崎東岡		5	0.7km	11分	徒歩	2.7km	16分	バス	1.3km	20分	徒歩
海外町	海外		17	0.7km	11分	徒歩	4.5km	22分	バス	1.1km	17分	徒歩
尾上町	天神町		6	1.2km	18分	徒歩	2.2km	15分	バス	1.2km	18分	徒歩
向ヶ崎町	榎の御所		10	0.9km	14分	徒歩	4.5km	22分	バス	1.2km	18分	徒歩
天神町	天神町		15	0.8km	12分	徒歩	2.2km	15分	バス	0.6km	9分	徒歩
城山町	天神町		12	0.5km	8分	徒歩	2.2km	15分	バス	0.6km	9分	徒歩
晴海町	通り矢		16	1.5km	23分	徒歩	5.2km	24分	バス	1.8km	27分	徒歩
三崎町城ヶ島	観光船発着所		5	3.2km	18分	バス	6.5km	28分	バス	5.4km	25分	バス
東岡町	三崎東岡		10	0.4km	6分	徒歩	2.7km	16分	バス	0.8km	12分	徒歩
諏訪町	北条		4	0.4km	6分	徒歩	4.2km	21分	バス	1.0km	15分	徒歩
栄町	栄町		12	1.1km	17分	徒歩	1.8km	27分	徒歩	0.3km	5分	徒歩
原町	栄町		27	1.2km	18分	徒歩	1.3km	20分	徒歩	0.8km	12分	徒歩
岬陽町	栄町		22	1.4km	21分	徒歩	1.9km	29分	徒歩	0.7km	11分	徒歩
宮川町	栄町		31	1.7km	26分	徒歩	2.3km	14分	バス	1.3km	20分	徒歩
三崎町六合	油壺入口		17	2.0km	14分	バス	0.5km	8分	徒歩	1.2km	18分	徒歩
南下浦町金田	松輪入口		5	3.5km	18分	バス	0.8km	12分	徒歩	1.9km	29分	徒歩
三崎町諸磯	天神町		63	1.3km	20分	徒歩	2.2km	15分	バス	1.2km	18分	徒歩
三崎町小網代	小網代		97	2.8km	16分	バス	1.5km	23分	徒歩	1.3km	20分	徒歩
生徒数計・単純平均			400	1.3km	14分		2.9km	19分		1.3km	18分	
加重平均				1.6km	17分		2.3km	19分		1.2km	17分	

【注記】

- ※1：三浦市の中学校においては通学路を設定していないが、距離は各町丁の中心から学校までの最短の道のりで計測。
- ※2：徒歩時間は、時速4kmで計算。
- ※3：バス時間は、自宅から最寄バス停まで5分、バスを時速20km、学校最寄バス停から学校まで5分として計算。
(ただし、宮川については自宅から最寄バス停までを10分として計算)
- ※4：徒歩時間の推計において30分を超える場合にバス通学の対象とした。
- ※5：H26(2014)推計生徒数は、第2回協議会で示した町丁別生徒数資料による。(ただし、学区外からの通学人数は除いた)
- ※6：単純平均は、各町丁からの距離や時間の計を町丁数で除して求め、加重平均は、各町丁からの距離や時間にそれぞれの推計生徒数を乗じたものの計を推計生徒数の計で除して求めたもの。

上原中学校の施設を使用する場合、施設改修の課題が残ります。

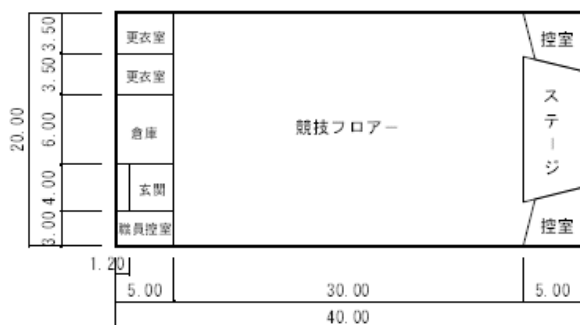
現在のの上原中学校の体育館については、平成19年度に耐震補強工事を実施しているものの、地区協議会において改修の必要性が指摘されたように、三崎中学校に比べて面積や使い勝手の面で優位性がないと認められるため、すでに建替が決定している柔道場と既存の体育館を併せて機能強化に向けた整備をすることについて、現在、2つのプランの検討を行っています。

まずは、図1に現在の校舎と体育館等の配置図を、図2に現在の体育館の平面図を示します。

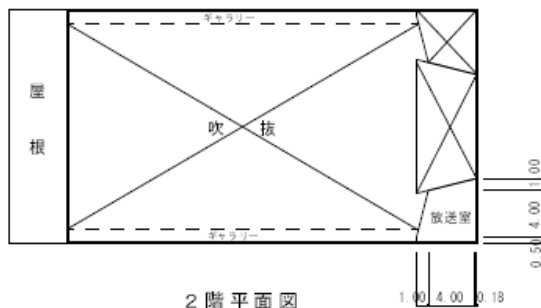
図1 現在の校舎、体育館等配置図



図2 現在のの上原中学校体育館の平面図



1階平面図



2階平面図

次に、施設改修の2つのプランのうち、現在の体育館を残したまま、建替が決まっている柔道場と併せてバレーボールコート1面が入る第2体育館を建設するプラン（Aプラン）について、配置図と平面図を図3及び図4に示します。

図3 第2体育館建設後の配置図（Aプラン）

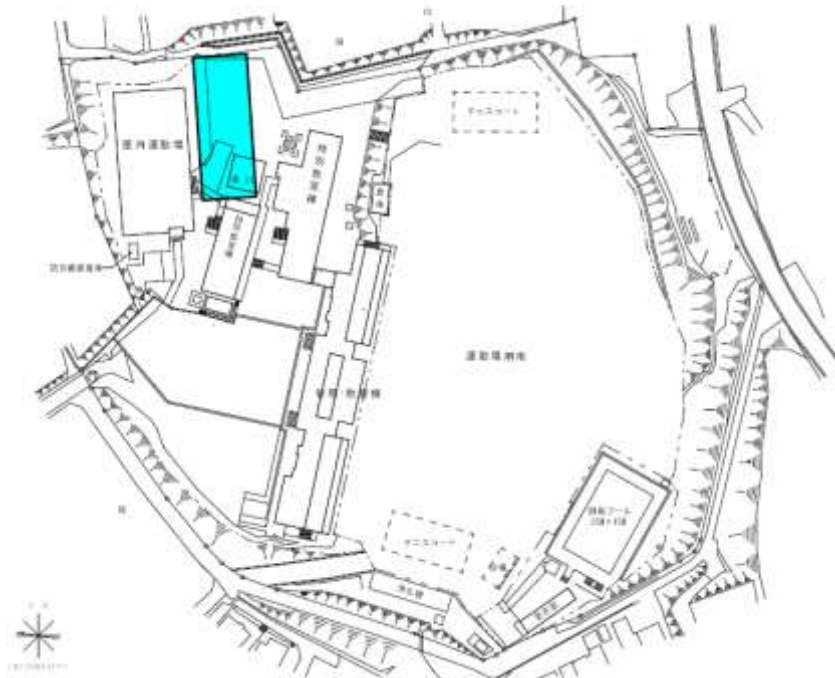
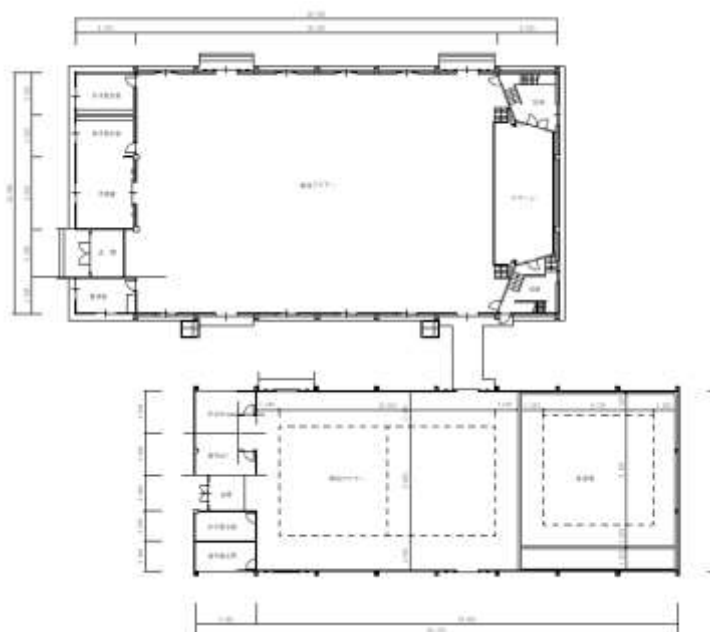


図4 第2体育館の平面図（Aプラン）



次に、昭和45年に建築した手狭な現在の体育館を解体し、さらには現在2棟ある特別教室棟のうち昭和42年に建築し昭和48年に2階を増築した現駐車場隣接の特別教室棟を解体し、体育館、柔道場及び特別教室棟の機能を併せ持つ複合施設を現駐車場敷地に建設するプラン（Bプラン）について、配置図と平面図を図5及び図6に示します。新しい複合施設に導入する特別教室棟機能については、解体する特別教室棟の機能と残り1棟の特別教室棟の機能と合わせて配置を見直し、決定することとします。

図5 体育館建替後の配置図（Bプラン）

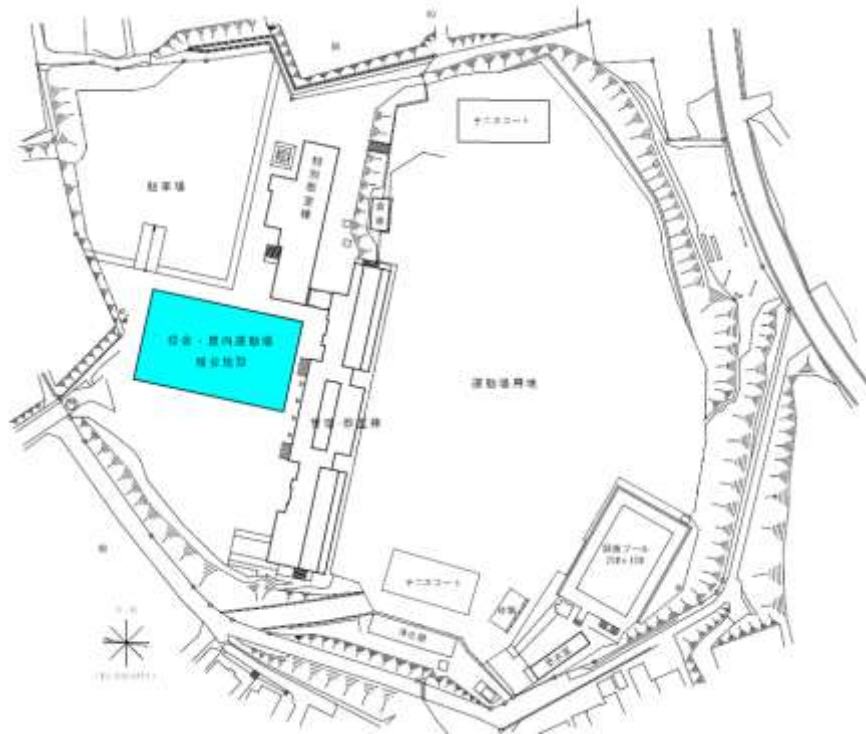
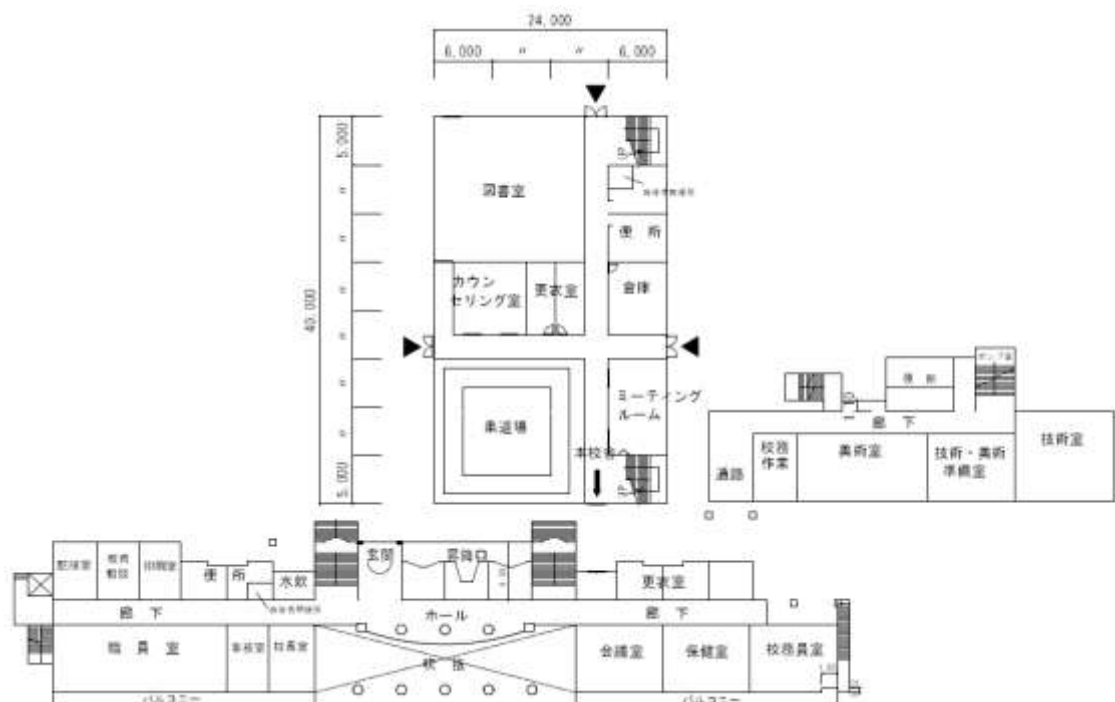


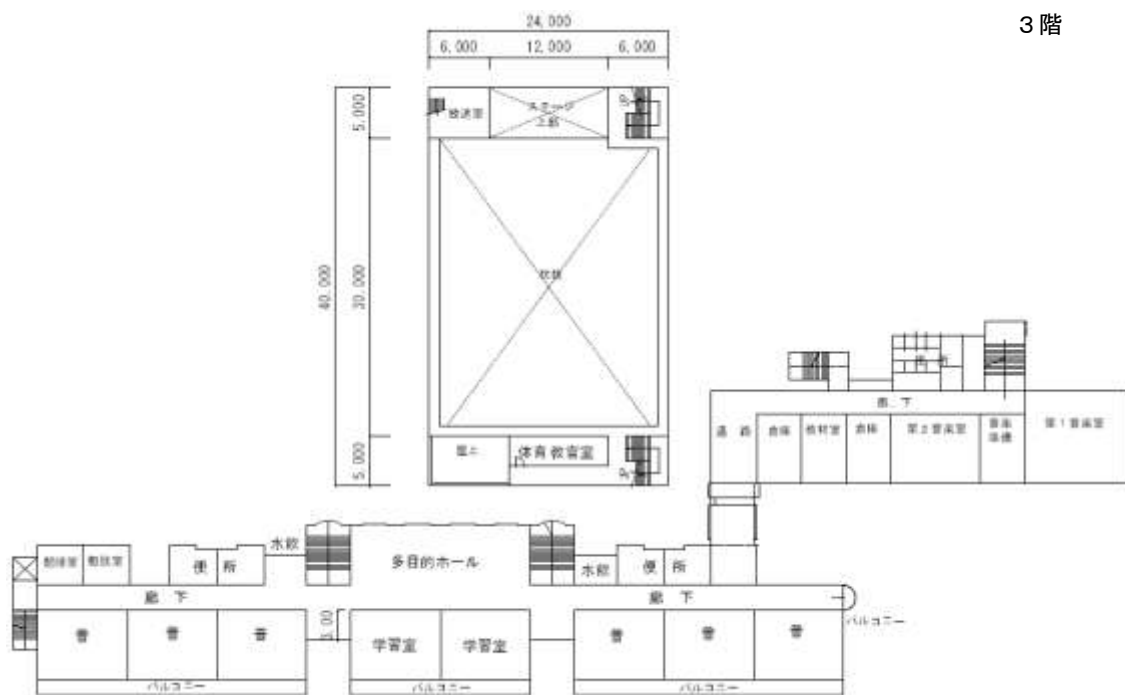
図6 建替後の体育館平面図（Bプラン）



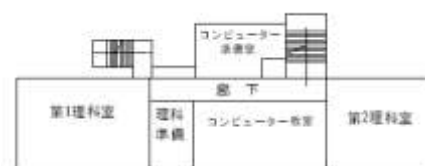
2階



3階



4階



これら施設改修に関する検討は、地区協議会において、手狭で老朽化が進んでいる現体育館の改修の必要性が指摘されたこと、特別教室棟についても老朽化とともに使い勝手の悪さが指摘されたことに基づき行うものですが、図3～図6までのプランについては、現時点で確定したものではなく、今後、関係者の意見を踏まえ、教育委員会において、機能面、財政面におけるA、B両プランの比較を行い、可能な限り早期の竣工を目指して検討し、実施計画事業としての新規事業採択^{注5}がされた場合には、当該計画に基づき、実施することとします。

注5：実施計画事業としての新規事業採択

第4次三浦市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層から構成されています。

実施計画は、基本計画に示した施策の方向や基本的内容に従い、財政推計と連動した個別の重要事業を定め、毎年度の予算編成、事業実施の指針となるものです。

上原中学校の柔道場については、その建替が現実実施計画に掲載されていますが、体育館などそれ以外の整備を進めるためには、新たな実施計画事業としての採択が必要となります。

IV 適正化措置実施に当たっての課題と対処方針

統合の実現には、Ⅲ章に記載した使用施設のほか、校名、校歌、校章、制服、通学方法、教育課程など様々な課題があり、これらを分類すると次の表6のとおりです。

これらの課題については、同じく表6に示した機関で検討・決定し、子どもたちや保護者、地域の方々、学校関係者が「統合して良かった」と思えるような統合を目指します。

なお、それぞれの課題の対処に関するスケジュールを記載していますが、今後その進捗状況等を勘案し、必要に応じてスケジュールを見直すこととします。

表6 統合における課題と検討・決定機関等

検討・決定機関等		分類別課題		
名称	構成員案			
1 実施計画	—	1 統合校の使用施設に関すること 1 使用施設		
2 三崎地区新中学校 基本理念等検討懇談会	・小中学校校長会長 ・三崎地区小中学校長 ・三崎地区小中学校PTA会長 ・三崎町区長会会長 ・副市長 ・教育委員長 ・教育長	2 統合校の基本理念に関すること 2 基本理念		
		3 統合校の象徴に関すること 3 校名		
		4 課題別検討の総括に関すること 4 課題別検討の総括		
		3 統合校の象徴に関すること 5 校歌 6 校章		
3 三崎地区新中学校 校歌等検討部会	・三崎地区小中学校PTA役員 ・教育委員会事務局職員	5 統合校の学校運営に関すること 7 通学方法		
4 三崎地区新中学校 制服等検討部会	・三崎地区小中学校PTA役員	3 統合校の象徴に関すること 8 制服 9 ジャージ		
		5 統合校の学校運営に関すること 10 PTAの組織と運営方法		
5 三崎地区新中学校 学校運営部会	・両校教職員	5 統合校の学校運営に関すること 11 学校行事 12 校則 13 生徒会活動の運営方法 14 教育課程 15 部活動の種類と運営方法 16 教材・教具 17 統合前の両校による交流行事		
		6 三崎地区新中学校 施設・設備部会	・両校教職員 ・教育委員会事務局職員	5 統合校の学校運営に関すること 18 施設使用方法と施設改修 19 備品・校具

【検討・決定機関等について】

※1：三崎地区新中学校基本理念等検討懇談会

- ・教育委員会外部の組織とし、会長及び副会長を置く。
- ・会議は会長が招集する。

※2：No.3～6の部会

- ・教育委員会内部の組織とし、各部会に部会長、副部会長及び書記を置く。
- ・会議は教育委員会が招集する。

1 基本理念、校名、課題別検討の総括

前頁表6に示した統合における課題の多くを検討するに当たっては、統合の進め方や統合後の学校運営に関する基本理念が重要です。

そこで、校名や校歌、校章などの課題の検討に先立って三崎地区新中学校基本理念等検討懇談会において統合の進め方や統合後の学校運営に関する基本理念を検討し、平成24年2月上旬までに決定します。

校名については、地区協議会で様々な意見が出されましたが、「三崎の地域性を重視した校名」、「両校の継続性を重視した校名」、「新しい性格を重視した校名」という新中学校についてどのような性格を重視するかの基本的枠組みである、統合のコンセプトと合わせて広く市民から公募し、教育委員会の責任において決定すべきであるとの意見がまとめられました。

昭和22年に三崎中学校、昭和41年には上原中学校が開校し、これまでに数多くの卒業生を輩出してきました。これまでの歴史を尊重し、また、子どもたちや保護者、地域の方々の思いを新たな中学校の校名に反映させるために、更に、校歌や校章を考える上でも早急に検討、決定していく必要があることから、表7のスケジュールのとおり校名を公募し、三崎地区新中学校基本理念等検討懇談会の意見を聴き、教育委員会がまとめます。

なお、校名については、市議会で三浦市立学校設置条例の改正案を議決することにより最終決定しますが、当該条例改正案の提案を平成25年第3回定例会（平成25年9月開催予定）に提案する予定です。

表7 校名決定のスケジュール（基本理念等検討懇談会）

内 容	期 間									
	平成24年						平成25年			
	2月			3月						
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
(1) 校名募集周知（「三浦市民」、市ホームページ、各学校等）	●									
(2) 校名募集		●	●	●						
(3) 校名案検討					●					
(4) 校名案決定						●				
(5) 三浦市立学校設置条例改正（市議会）										●

また、各部会で検討される課題については、三崎地区新中学校基本理念等検討懇談会がその内容について把握し、平成26年4月の新中学校の開校までの間、円滑な準備が進められるよう助言します。

2 校歌、校章、制服、ジャージ

校名以外で学校を象徴するものとして、校歌、校章、制服、ジャージなどが考えられます。

校歌、校章については、校名の決定と大きく関係しますが、どのような校名になったとしても、**新中学校の創設という趣旨から、校歌、校章のいずれも新たに制定することとします。**

平成23年度中に三崎地区小中学校PTAと教育委員会事務局において検討のための組織を作り、その作成の方法や手順についてまず検討を行い、平成24年度中には校歌、校章を決定します。

校歌は、統合までの両校の交流行事などを利用して練習を行い、平成26年4月の統合時には、全校で斉唱できるように準備を進めます。

制服、ジャージについては、三崎地区小中学校PTAにおいて検討のための組織を作り、平成24年度中に決定します。

なお、制服については、現在は着用する機会が少なく、兄弟や友人等から譲り受けることも多いことから、旧制服も一定の期間は着用できるように配慮します。

表8 校歌及び校章作成のスケジュール（校歌等検討部会）

内 容	期 間																	
	平成24年												平成25年					
	2月			3月			4月			2月	3月			4月				
上	中	下	上	中	下	上	中	下	上		中	下	上	中	下			
(1) 校歌・校章作成方法について検討	●	●	●	●	●													
(2) 校歌・校章作成方法について決定						●												
(3) 校歌・校章作成方法公表									●									
(4) 校歌・校章作成期間									●	●	●	~	●	●				
(5) 新校歌・校章決定														●	●			
(6) 新校歌・校章発表会																	●	

表9 制服及びジャージ決定のスケジュール（制服等検討部会）

内 容	期 間														
	平成24年														
	4月	5月	6月			8月	9月	10月	11月						
		上	中	下	上		中	下							
(1) 制服等仕様検討	●	●													
(2) サンプル作成依頼（関連業者）			●												
(3) サンプル作成（関連業者）				●	●	~	●								
(4) サンプル巡回展示・投票（三崎地区小中学校）							●	●							
(5) 新制服・ジャージ決定										●	●				
(6) 新制服・ジャージ発表会														●	

3 教育課程及び統合前の両校による交流行事

新たな中学校における教育課程の充実を図ることは、結果として「統合して良かった」と思えるような統合とするためにも極めて重要です。

平成26年4月という統合時期は、現在の小学校6年生が中学校3年生に進級する時に統合を実施するということです。中学校卒業後の進路を決定する上でも重要な時期であり、様々な面で生徒の負担とならないように配慮する必要があります。

また、統合時に両校の生徒が初めて顔を合わせ、机を並べるということでは、生徒にとっても教職員にとっても不安な気持ちが強いままに統合を迎えることとなってしまいます。

そこで、少しでも戸惑いや不安を解消し、笑顔で統合の日を迎えることができるように、両校教職員において、授業の内容や進度について継続的に調整を図るとともに、準備期間中の両校の学校行事等を利用した交流行事を企画し、実施します。

表 10 教育課程検討のスケジュール（学校運営部会）

内 容	期 間		平成24年							平成25年			平成26年
	2月			7月	8月	10月	11月	4月	7月	2月			
	上	中	下										
(1) 両校の教育課程に関する現状把握	●	●	●	~	●								
(2) 統合までの各教科指導内容の調整					●	~	●						
(3) 統合後の教育課程の編成							●	~	●	~	●		
(4) 統合後の学校像（教育目標）や学校行事の検討								●	~	●	~	●	

表 11 交流行事検討、実施のスケジュール（学校運営部会）

内 容	期 間		平成24年				平成25年				平成26年
	4月		1月			4月	3月				
	上	中	上	中	下		上	中	下		
(1) 交流行事について検討	●	~	●	●							
(2) 交流行事について決定					●						
(3) 交流行事実施						●	~	●			

4 P T Aの組織と運営方法及び通学方法

P T Aの組織と運営方法及び通学方法については、保護者の意向が十分に反映されるべきであると考えています。

統合により通学区域が広がることとなりますが、これをより多くの地域力の有効活用、地域人材の活用ができるチャンスであると捉えています。

一方、通学区域が広がることの懸念材料として通学方法が挙げられます。路線バスの利用や自転車通学についても検討する必要があります。

P T Aの組織と運営方法については三崎地区小中学校P T Aにおいて、通学方法については三崎地区小中学校P T Aと教育委員会事務局において検討し、決定します。

表 12 P T Aの組織と運営方法決定のスケジュール（制服等検討部会）

内 容	期 間		平成25年				平成26年						
	4月	9月	10月	11月	2月			3月			4月		
					上	中	下	上	中	下			
(1) 組織・規約・運営方法検討	●	~	●										
(2) 組織・規約・運営方法決定			●										
(3) 役員候補者調整				●	~	●							
(4) 役員選挙・新役員選出						●	●	●					
(5) P T A総会												●	

表 13 通学方法決定のスケジュール（校歌等検討部会）

内 容	期 間		平成24年		平成25年			
	2月	4月	8月	9月				
				上	中	下		
(1) バス事業者との調整（教委事務局）	●	~	●	~	●			
(2) 通学方法検討（両校P T A）		●	~	●				
(3) 児童・生徒、保護者へのアンケート実施		●						
(4) 通学方法決定（両校P T A）			●	●				

5 部活動の活性化

現在の両校の部活動の状況は19ページの表15のとおりですが、必ずしも生徒の希望がかなえられているとは言えません。

部活動は教育課程と並び、生徒の調和のとれた成長に重要な要素であり、部活動を活性化することは重要だと考えています。

両校の教職員が中心となり、生徒の能力を引き出す、社会性を培うための部活動について検討し、可能な限り生徒の希望をかなえられるようにしていきます。

表14 部活動検討、合同練習のスケジュール（学校運営部会）

内 容	期 間			平成25年							平成26年
	平成24年			4月			8月	11月	3月		
	上	中	下	上	中	下					
(1) 部活動の種類について検討	●	●	●	●	●	●	●	●			
(2) 児童・生徒へのアンケート実施		●	●		●	●					
(3) 両校での合同練習							●	●	●	●	
(4) 部活動の種類について方針決定								●			

表15 部活動の設置及び部員数の状況（平成23年5月1日現在）

No.	名称	三崎中学校									上原中学校								
		1年		2年		3年		小計		合計	1年		2年		3年		小計		合計
		男	女	男	女	男	女	男	女		男	女	男	女	男	女	男	女	
運 動 部	1 陸上競技		1	5	4	15		20	5	25	8		6	2	9		23	2	25
	2 バスケットボール	8	8	7	2			15	10	25	14	4	12	6	1	4	27	14	41
	3 サッカー	4		6			3	10	3	13	7		14		18		39		39
	4 軟式野球	7		5		6		18		18	8		1		7		16		16
	5 バレーボール				9		2		11	11				7		7		14	14
	6 ソフトテニス		7		3		13		23	23	3	8	4	13	4	13	11	34	45
	7 卓球											6	3		3		6	6	12
	8 ソフトボール											14		4		10		28	28
	9 柔道																		
	小計	19	16	23	18	21	18	63	52	115	40	32	40	32	42	34	122	98	220
文 化 部	1 音楽		6		6		7		19	19									
	2 美術	1	7		5		5	1	17	18	2	11		5	4	8	6	24	30
	3 パソコン	3		4		3		10		10									
	4 吹奏楽											6	4	2		4	4	12	16
	5 文芸																		
	6 ハンディクラフト																		
	小計	4	13	4	11	3	12	11	36	47	2	17	4	7	4	12	10	36	46
	合計	23	29	27	29	24	30	74	88	162	42	49	44	39	46	46	132	134	266
	生徒数	25	29	30	30	25	32	80	91	171	46	50	47	47	48	52	141	149	290
	加入率 (%)	92.0	100.0	90.0	96.7	96.0	93.8	92.5	96.7	94.7	91.3	98.0	93.6	83.0	95.8	88.5	93.6	89.9	91.7

6 校則、生徒会活動

校則や生徒会活動については、生徒が学校生活を送る上での基礎となる部分でもあることから、生徒の考えも尊重されるべきであると考えます。両校教職員において平成24～25年度中に検討し、決定することとします。

表 1 6 校則、生徒会活動決定のスケジュール（学校運営部会）

内 容	期 間		平成25年	
	平成24年	9月	8月	9月
(1) 校則について検討	●	●	●	
(2) 生徒会の構成・活動内容について検討	●	●	●	
(3) 校則について決定				●
(4) 生徒会の構成・活動内容について決定				●

7 施設使用方法、教材・教具、備品・校具

施設使用方法については、統合時には学級数が現在の上原中学校施設よりも増加することから、教室等の使用方法・配置について検討する必要があります。

また、教材・教具、備品・校具については、現在、両校で使用しているものの効率的な活用を検討する必要があります。

教材・教具については両校教職員において、施設使用方法及び備品・校具については、両校教職員と教育委員会事務局において平成23年度中に検討を開始し、平成25年度中にはすべての手続きを終了することとします。

表 1 7 教材・教具についての検討スケジュール（学校運営部会）

内 容	平成24年					~	平成25年				平成26年		
	3月	4月	5月	6月	7月		2月	3月	8月	3月			
										上	中	下	
(1) 両校の教材・教具についての状況把握	●	●	●	●									
(2) 両校の教材・教具の活用方法検討					●	●							
(3) 両校の教材・教具の活用方法決定							●						

表 1 8 施設使用方法、備品・校具についての検討スケジュール（施設・設備部会）

内 容	平成24年					~	平成25年				平成26年		
	3月	4月	5月	6月	7月		2月	3月	8月	3月			
										上	中	下	
(1) 両校の備品・校具についての状況把握	●	●	●	●									
(2) 統合時の施設使用の検討		●	●										
(3) 統合時の施設使用の決定					●								
(4) 両校の備品・校具の活用方法検討					●	●							
(5) 両校の備品・校具の活用方法決定							●						
(6) 備品・校具等の移動								●					●

8 跡地利用について

現在の上原中学校の施設を使用し、平成26年4月に三崎中学校と上原中学校を統合すると、現在の三崎中学校の施設は学校施設としての機能を失うことになります。

三崎中学校のグラウンドや体育館は、日頃から地域のスポーツ振興の場として多くの市民に活用されています。

また、昨年3月に発生した東日本大震災の際にも三崎中学校は避難所として利用され、多くの市民が体育館に身を寄せました。

学校で学ぶ生徒や保護者、教職員だけではなく、地域の方々にとっても学校は重要な施設であり、跡地利用についても、大きな関心が寄せられています。

地域経済の核としての有効利用や、その一部について、避難所機能などを併せ持つコミュニティの核としての利用を図るなど、統合後の跡地利用については、早急に検討を開始し、市民の皆さまの声を聴いた上で、**平成26年4月の統合時まで、市としてその計画をお示しすることとします。**

9 三崎中学校と上原中学校の統合以外の課題について

地区協議会においては、三崎地区の中学校の適正化措置を中心とした議論が行われました。

しかし、これまでには様々な場面で中学校の適正化だけでなく、小学校の適正化や学校選択制、小中一貫教育などについての議論がされてきました。

これらの課題については、今後の三浦市の教育環境の向上を図る上では引き続き検討することが重要であり、三浦市立小中学校適正化推進懇談会^{注6}においても議論される予定であることから、その内容を参考にし、今後、更に具体的な検討を進める予定です。

注6：三浦市立小中学校適正化推進懇談会

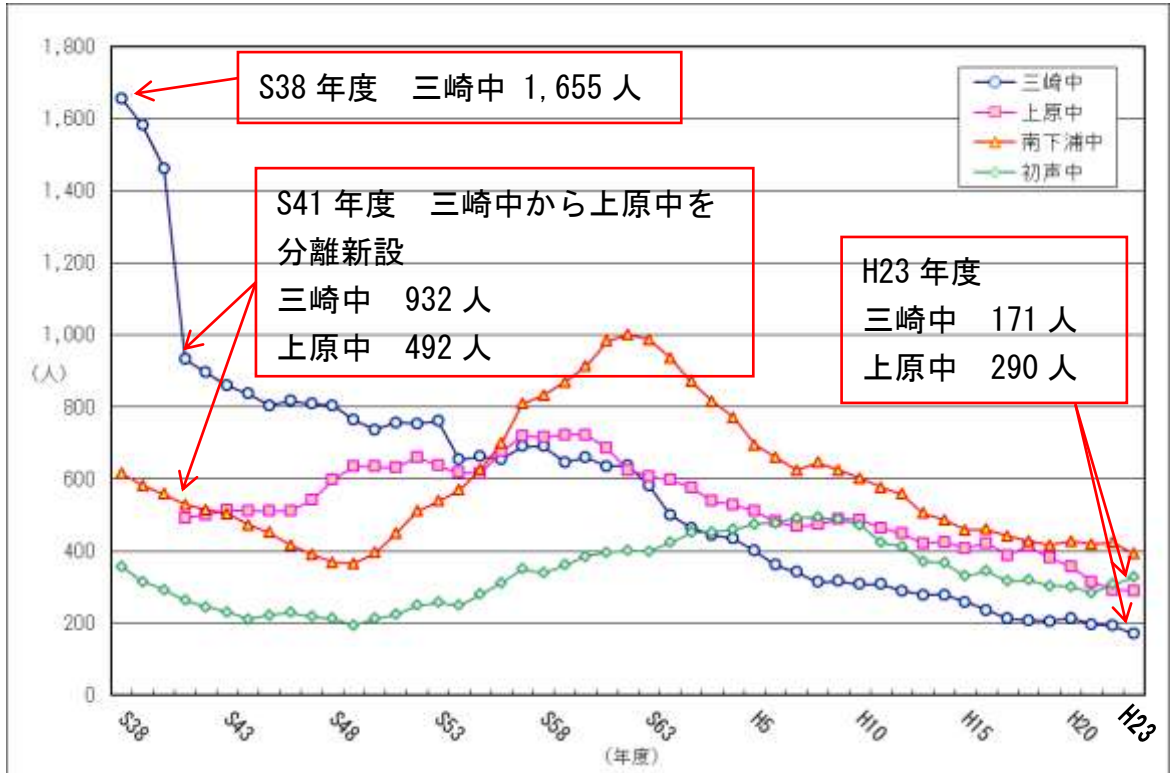
学識経験のある者、市立小学校の児童の保護者の代表者、市立中学校の生徒の保護者の代表者並びに市立小中学校の各学校長及び市立小中学校の教員の代表者で構成され、小学校の配置その他の措置の課題に関する事、学校選択制に関する事、小中一貫教育に関する事、その他小中学校の適正化に関する事についての検討を行う組織。

【資料1】実施計画策定までの経過

年月	項目	内容
平成16年 3月	市議会での一般質問（学校の規模や統合について）に対する答弁	「統合してもいい時期ではないか、という声もあることは承知している。地域のみなさんとこれからの話を進めていく課題だと考えている。」（平成16年第1回三浦市議会定例会市長答弁抜粋）
平成16年 9月	市議会での一般質問（学校の規模や統合について）に対する答弁	「多くの方に意見を聞き、これからの方向性をどうするのかという検討委員会的なものを持つ状況にあると判断している。」（平成16年第3回三浦市議会定例会教育長答弁抜粋）
平成16年 11月	教育環境検討会を設置	教育委員会内で、将来に向けての教育環境のあり方について検討するために、「教育環境検討会」を設置し、検討を行いました。
平成18年 3月	「三浦市における小中学校のあり方－教育・施設・学区－」の調査研究を報告	平成17年4月から平成18年3月にみうら政策研究所において、市政策経営室（現在の政策経営部）から依頼されたテーマ「小中学校のあり方」が研究され、調査研究報告書がまとめられました。
平成20年 1月	「三浦市立小中学校のより良い教育環境のために」の提言を提出	平成19年5月から平成20年1月に三浦市立小中学校教育環境検討委員会が8回開催され、教育環境に関して、教育委員会に提言書が提出されました。
平成21年 3月	「三浦市立小・中学校の適正規模・適正配置及び学校施設の活用に関する基本方針」を策定	検討委員会からの提言を受け、教育委員会としての基本方針策定に向けた調査・検討を、平成20年1月から平成21年3月に教育委員会内の関係部署で行い、基本方針を策定しました。
平成22年 7月	「三浦市立小中学校適正配置推進計画」を策定	将来を担う子どもたちが、今後、より良い環境で教育が受けられるよう、学校関係者、保護者、地域の方々で学校規模や配置の適正化について検討していただくために、その時期や内容、対象地区等について示した推進計画を策定しました。（平成22年10月に一部改訂）

年月	項目	内容
平成22年 9月～ 平成23年 6月	三崎地区中学校適正配置協議会での検討	「三浦市立小中学校適正配置推進計画」に基づき、三崎地区の中学校の適正配置について協議を行うため、21名の委員で構成する協議会を立ち上げ、8回の協議会で検討を行いました。
平成23年 7月	「三崎地区中学校の適正配置に関する意見書」を受領	平成22年9月から平成23年6月までに8回開催された三崎地区中学校適正配置協議会での検討内容が意見書としてまとめられ、教育委員会が受領しました。
平成23年 8月～ 平成24年 1月	実施計画案を検討	関係する学校長及び教育委員会事務局職員で構成する、三崎地区中学校再編検討委員会において実施計画案を検討しました。
平成23年 11月～12 月	実施計画案にかかるパブリックコメント及び説明会を実施	実施計画案を公表し、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。 また、三崎地区の中学校及び青少年会館を会場とし、実施計画案の説明会を開催しました。
平成24年 1月	実施計画を策定	平成24年第1回三浦市教育委員会定例会及び平成23年度第10回政策会議において実施計画案を議決し、実施計画を策定しました。

【資料2】中学校別生徒数の推移



【資料3】中学校別生徒数、学級数の現状及び将来推計

		平成23年度				平成24年度				平成25年度				平成26年度				平成27年度			
		1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計
三崎中	生徒数	54	60	57	171	58	54	60	172	38	58	54	150	45	38	58	141	36	45	38	119
	学級数	2	2	2	6	2	2	2	6	1	2	2	5	—	1	2	5	—	—	1	5
	35人学級	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	2	2	—	—
上原中	生徒数	96	94	100	290	88	96	94	278	96	88	96	280	100	96	88	284	89	100	96	285
	学級数	3	3	3	9	3	3	3	9	3	3	3	9	—	3	3	9	—	—	3	9
	35人学級	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	3	3	—	—
南下浦中	生徒数	112	142	138	392	144	112	142	398	138	144	112	394	134	138	144	416	139	134	138	411
	学級数	4	4	4	12	4	3	4	11	4	4	3	11	—	4	4	12	—	—	4	12
	35人学級	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—	—	—	4	4	—	—
初声中	生徒数	105	137	86	328	100	105	137	342	84	100	105	289	102	84	100	286	78	102	84	264
	学級数	3	4	3	10	3	3	4	10	3	3	3	9	—	3	3	9	—	—	3	9
	35人学級	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	3	3	—	—
4校生徒数計		367	433	381	1,181	390	367	433	1,190	356	390	367	1,113	381	356	390	1,127	342	381	356	1,079
		平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度				平成32年度			
		1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計
三崎中	生徒数	35	36	45	116	40	35	36	111	38	40	35	113	28	38	40	106	25	28	38	91
	学級数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	35人学級	1	2	2	5	2	1	2	5	2	2	1	5	1	2	2	5	1	1	2	4
上原中	生徒数	90	89	100	279	97	90	89	276	84	97	90	271	87	84	97	268	84	87	84	255
	学級数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	35人学級	3	3	3	9	3	3	3	9	3	3	3	9	3	3	3	9	3	3	3	9
南下浦中	生徒数	130	139	134	403	105	130	139	374	119	105	130	354	109	119	105	333	105	109	119	333
	学級数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	35人学級	4	4	4	12	3	4	4	11	4	3	4	11	4	4	3	11	3	4	4	11
初声中	生徒数	86	78	102	266	92	86	78	256	71	92	86	249	84	71	92	247	77	84	71	232
	学級数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	35人学級	3	3	3	9	3	3	3	9	3	3	3	9	3	3	3	9	3	3	3	9
4校生徒数計		341	342	381	1,064	334	341	342	1,017	312	334	341	987	308	312	334	954	291	308	312	911
		平成33年度				平成34年度				平成35年度											
		1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計								
三崎中	生徒数	26	25	28	79	32	26	25	83	32	32	26	90								
	学級数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
	35人学級	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3								
上原中	生徒数	56	84	87	227	69	56	84	209	63	69	56	188								
	学級数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
	35人学級	2	3	3	8	2	2	3	7	2	2	2	6								
南下浦中	生徒数	124	105	109	338	121	124	105	350	115	121	124	360								
	学級数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
	35人学級	4	3	4	11	4	4	3	11	4	4	4	12								
初声中	生徒数	69	77	84	230	59	69	77	205	64	59	69	192								
	学級数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
	35人学級	2	3	3	8	2	2	3	7	2	2	2	6								
4校生徒数計		275	291	308	874	281	275	291	847	274	281	275	830								

※平成23年5月1日現在の児童生徒数及び住民基本台帳の未就学児数を基に作成

※推計においては特別支援学級数を除いた

※平成26年度に1年生、27年度に2年生、28年度に3年生の35人学級化が実施されると想定

※29年度までは、現在の三崎中の児童数を三崎中へ、名向小+岬陽小の児童数を上原中へ、

初声中の児童数を初声中へ、南下浦小+上宮田小+旭小+剣崎小の児童数を南下浦中へ、

30年度以降は住所地により指定する学校へ就学すると想定して推計

※平成23年度の南下浦中1年生は本来であれば3学級だが、特例措置により4学級

三崎地区中学校適正配置実施計画

平成24年1月25日 発行

編集：三浦市教育委員会事務局 教育部 総務課

発行：三浦市・三浦市教育委員会

〒238-0235 三浦市城山町6-9

電 話 046-882-1111 (代表)

FAX 046-881-7854

E-Mail kyoui0101@city.miura.kanagawa.jp

人・まち・自然の鼓動を感じる都市 みうら